

人事・賃金制度改悪反対！ シリーズ②

正月もお盆もGWも世間並みに休みたい！ 祝日手当を廃止するな！

人事・賃金制度の見直しの提案で廃止されようとしている手当の一つに祝日手当があります。鉄道をはじめ、旅行関連業、小売店舗や飲食業界など年中無休のサービス業にとっては、土休日の勤務は宿命です。しかし、年末年始、お盆、GWは誰もが休みたいでしょう。そのため、どの業界でも祝日に勤務すれば、割り増しの手当が支給されます。

本部が『申第38号』で説明を申し入れた祝日手当支給（E単価）の根拠について会社は、「祝日に勤務することに対する特殊性に対して支給してきた」と回答しました。提案を期に特殊性が消滅するわけではありません。特殊性はこれからも続くのです。特殊性に対する手当なので、当然廃止という理屈は通らないでしょう。

JRで祝日手当の支給を受けない職種は、指令員を除く非現業社員などが主です。いわゆるエリートやそれを目指す社員です。結局、現場社員が損する一方で、非現業社員が得するのでしょうか？

下記は、JR東海労組合員Aさん（50歳代）の年間の祝日手当を示した金額です。

2016年度 96,757円

2017年度 76,250円

2018年度 74,852円

※ 祝日手当は基本給によって差があります（時間単価の35%増）

皆さん、年間これだけの賃金の支給が無くなるのです。祝日に仕事する気になりますか？ これを文句を言わず了承できますか？